身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は保管してありますので心当たりの方は、当市福祉事務所保護課まで申し出てください。

平成29年8月21日

北海道　岩見沢市長　松野　哲

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・性別不詳、推定年齢50歳から70歳代の白骨死体、着衣及び所持金品無し

上記の者は、平成28年12月28日午後3時30分頃、秋田県潟上市天王字浜山地内の海岸で下顎のみ発見されました。死亡の日時、場所及び死因は不明です。

遺骨は当市羽立北野墓地公園内の無縁供養塔に納骨安置しています。お心当たりの方は、当市福祉事務所まで申し出てください。

平成29年8月21日

秋田県　潟上市長　藤原　一成

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・性別・身体の特徴不詳、所持品、こげ茶色上着、グレー色縞柄シャツ、ベージュ色シャツ、ベージュ色ズボン、茶色ベルト、黒色リュックサック、銀色フレーム眼鏡、黒色革靴、白色スニーカー

上記の者は、平成28年10月15日及び同月27日に埼玉県秩父市荒川白久524番地8熊倉山山中で白骨化した遺体の一部が発見されたもので、身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市荒川総合支所市民福祉課まで申し出てください。

平成29年8月21日

埼玉県　秩父市長　久喜　邦康

公示送達

仙塩広域都市計画事業名取市閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関して、書類の送付を受けるべき者の送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第1項の規定により、書類の送付にかえてその書類の内容を次のとおり公告します。なお、別表及び別図については掲載を省略し、それらを名取市閖上七丁目310番において掲示しています。

平成29年8月21日

仙塩広域都市計画事業名取市閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行者　名取市

代表者　名取市長　山田　司郎

1　通知書の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　不明　氏名　高橋　仁平　外9名
住所　不明　氏名　高橋　仁平　外10名
住所　不明　氏名　後藤久五郎　外3名
住所　不明　氏名　小斎　久吉　外3名
住所　不明　氏名　石川　甚蔵　外3名
住所　不明　氏名　菅井　善内　外3名

2　通知の内容

仙塩広域都市計画事業名取市閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第1項の規定により、仮換地を指定します。よって、同法同条第5項及び第99条第2項の規定により、通知します。

教示

1　この通知にかかる処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項に規定されています。）

2　この通知にかかる処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に名取市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に名取市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表に係る公告

旅行業法第17条第1項並びに旅行業者営業保証金規則第3条第1項、第2項及び第3項の規定により次のように公示します。

平成29年8月21日　東京都知事　小池百合子

1　権利実行の申立てがなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所　株式会社パシフィック・トラベラース・エージェンシー　東京都中央区銀座三丁目9番4号文成ビル

2　前号の旅行業者の登録番号　東京都知事登録旅行業第3－3759号

3　第1号の旅行業者の営業保証金の権利調査のための意見聴取会の期日及び場所　平成29年9月5日（火）午後2時　東京都庁第一本庁舎24階　24B会議室

4　第1号の旅行業者の営業保証金の権利調査のための仮配当表

弁済限度額　3,000,000円

権利の実行の申出の内容

申出者	申出額	債権認定額	配当額	手数料	払渡し額
川上　宗人	1,291,820円	1,291,820円	1,291,820円	56,596円	1,235,224円
東京都会計管理者					56,596円

※旅行業者営業保証金規則第11条第2項の規定により、還付の手続に要した費用（上記の手数料の合計）については、東京都会計管理者に支払うこととする。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十九年六月二十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月二十一日

札幌市中央区南二条西二〇丁目一一一七
有限会社セルフ
清算人　山田登久子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権をお有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月二十一日

青森県黒石市大字上町一〇番地七
有限会社弘栄
清算人　伊藤眞理子

解散公告

当社は、平成二十九年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月二十一日

茨城県猿島郡境町蛇池四三七番地
有限会社鹿紺屋
清算人　久保緋佐子

解散公告

当社は、平成二十九年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月二十一日

茨城県守谷市みずき野町八丁目一九番一五号
有限会社ウチダ三商
代表清算人　内田勝彦

解散公告

当社は、平成二十九年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月二十一日

茨城県守谷市板戸井一七一六番地
有限会社大塚建設
清算人　大塚　公江